

●憲法

本問の出題趣旨は、インターネット・ゲームへの依存を防止するため、青少年によるインターネット・ゲームの利用等を制限すること等を定めた条例案について、憲法上の問題点を指摘し、それを論ずることにある。類似の事案として、同様の観点から、保護者が子どもとの間でスマートフォン等の使用についてルール作りを行い、その際、ゲームでの利用に上限時間を設けること等を保護者の努力義務として定めた香川県ネット・ゲーム依存症対策条例が、憲法 21 条等に反するとして争われたものがある（高松地判令 4・8・30 判例時報 2589 号 90 頁）。

まず、本問ではいかなる権利・自由が問題となるかを特定する必要がある。X の志望等からすると、インターネット・ゲームを行う自由が、憲法 13 条後段で定める幸福追求権の一つとして保障されるかが問題となりうる。周知のように、同条の保障範囲については、人格的利益説と一般的（行為）自由説とが対立すると説明されることが多いが、最近の判例では、同条に含まれる自由について、「人格的生存に関わる重要な権利」であることを示したものがあり（性同一性障害者特例法違憲決定・最大決令 5・10・25 民集 77 卷 7 号 1792 頁）、これを踏まえると、X の主張しうる自由が「人格的生存に関わる重要な権利」といえるかが論点となりうる。もっとも、端的にこれに該当しなくとも、公権力による恣意的な権利・自由の制約が認められるわけではないので、一定の憲法的保障は及ぶということもできる。また、仮にこの自由が憲法 13 条で保障されるとしても、X は未成年であることから、成年に認められるものと同程度の保障が及ぶかも検討の余地があるだろう。いずれにしても、保障範囲に関する論点を踏まえながら、X が主張しうる自由を論ずる必要がある。

次に、この自由に対し、どのような制約が課されるかを検討する必要がある。類似の事案である香川県条例は、上記のようなルール作成の努力義務を保護者に課すにとどまっていたが、本問では、学校等に通学する子どもについては、作成されたルールの提出が求められ、それがない場合は学校長等による懲戒が可能となっている。学校における懲戒には、事実上のものから法的なものまで様々ありうるが、問題文中の学校教育法施行規則 26 条が示すように、高等学校の場合には退学も排除されないことになっている。これらの仕組みを、憲法上の権利への制約としてどのように論ずるかも問題となるだろう。

以上を踏まえて、適切な合憲性審査の枠組みを設定し、本件条例の目的と、その目的達成のために採用された手段の必要性・合理性等を、問題文中に示された諸事情を踏まえて説得的に検討することが求められる。代表的な判例や標準的な学説を踏まえ、問題となる憲法上の権利・自由とそれに対する制約を適切に特定・把握し、合憲性について具体的に検討する答案には、高い評価が与えられる。

●民法

詐害行為取消権に関する制度趣旨・要件・効果の基本的理解を広く尋ねている。

〔設問 1〕は、詐害行為取消訴訟提起後に要求される債務者への訴訟告知や弁済が詐害行為となる要件など、平成 29 年改正民法で新設された制度に対する理解が求められている。

〔設問 2〕では、いわゆる非義務的な債務消滅行為が詐害行為となる要件とその事実への当てはめが求められている。

〔設問3〕では、詐欺行為取消権に從來、事実上の優先弁済機能が認められると論じられてきたが、それが平成29年改正民法でどのように具体化されたのかを尋ねている。

〔設問4〕では、改正前から指摘されていた詐欺行為取消権の事実上の優先弁済機能やそれを認める結果「遅い者勝ち」となり、いわゆる「勤勉な債権者」が害されるという学説の批判について、判例の動向も踏まえつつ自分の考えを述べることが求められている。按分額の支払拒絶の抗弁を否定した最判昭和46・11・19民集25巻8号1321頁を知っていることが望ましいが、仮に知らなくても、制度趣旨に遡って説得的に論じた答案には高い評価を与える。

●刑法

（出題の趣旨）

正当防衛における侵害の急迫性要件の意義、共同正犯が成立する場合における過剰防衛の判断方法、刑法上の因果関係の判断方法などの基本的な論点についての知識・理解を問うものである。

（採点基準）

XとYは、Bに対して暴行を加えることにつき共謀を遂げたと考えられるため、共謀の意義につき論じた上で、事実を摘示してこれを適切に認定することが必要である。

Yは、突然Bから激しい態様の暴行を受け、これに対しする反撃として、殺意を伴いつつ、ビール瓶による殴打、割れた底での刺突という暴行を加えていることから、殺人罪の構成要件に該当することを前提に、正当防衛の成否について論じる必要がある。刑法36条1項所定の要件について、適切な解釈・適用がなされている答案には高い評価を与える。相当性の要件を逸脱するため、結論として過剰防衛が成立することになろう。なお、殺人未遂が成立することには問題はないが、Bは最終的に死亡しており、死亡結果が発生するに際しB自身による不適切な振る舞いが介在していることから、因果関係についても論ずる必要がある。

XについてはYとの共犯関係が問題となるが、事前の共謀は暴行に留まっていることから、殺人を実行したYとの間でいわゆる共犯過剰が問題となる。この点については、共謀の射程（共犯の因果性）、抽象的事実の錯誤、罪名従属性などの諸論点について適切な理解が示されていることを要する。なお、Yに過剰防衛が成立する場合、Xについても過剰防衛による刑の任意的減免が及ぶかが問題となるが、Xについては侵害を予期していることから、いわゆる侵害の予期と急迫性の問題について、判例を踏まえつつ検討がなされていることが必要となる。

●民事訴訟法

（出題の趣旨）

I.からIII.のいずれも、民事訴訟法の基本的な事項についての理解を問う問題である。

I.は、訴状の被告への送達に関するものである。送達が有効になされた場合の効果、送達の方法、送達が無効であったために被告が訴訟に関与する機会を与えられなかった場合の被告の救済方法について、正確に理解しているかどうかを確認する内容となっている。

II.は、弁護士代理の原則の趣旨についての基本的な知識を確認するものである。

III.は、前訴と後訴の訴訟物が矛盾対立する関係にある場合における既判力の消極的作用・積極的作用について、正確な理解を求めるものである。

(採点基準)

II.については、2つの解答のうちいずれか1つが正解である場合には、5点を与える。

I.から III.のいずれについても、標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうかを採点基準とし、誤字があれば減点の対象とする。

●刑事訴訟法

I. 配点 30 点。

II.1 配点 12 点

被疑者の身柄拘束（逮捕・勾留）を巡っては様々な問題が生じ得る。逮捕前置主義に関連しても、違法な逮捕に引き続く勾留の可否等の問題が複数あるが、まずは、逮捕前置主義の条文上の根拠及び実質的根拠を正確に理解し、そこから論理的に思考を展開していくことが重要である。そこで、逮捕前置主義に関する基本的知識及び理解を問うために出題した。

II.2 配点 8 点。

起訴状一本主義の意義及び趣旨について問うものである。適切に条文を指摘しつつ、意義を正確に表現するとともに、判例（最大判昭和 27・3・5 刑集 6 巻 3 号 351 頁）を意識しつつその趣旨を記載することが求められる。

●小論文

I. 長文読解

社会科学にかかる内容を主題とした文章として、本問では選挙制度のあり方について記した論考を素材に、その内容を的確に理解することができるか、とりわけ、具体的なイメージをもって内容を把握することができるのか、説かれている内容を具体的な事例に即して適用することができるかなど、法科大学院教育の前提として、基礎的な読解力、論理的文章表現力、推理能力を問う趣旨の問題である。解答に当たり、こなれた日本語で、説得力を持って記述することができるのかにも、注目した。

設問 1 については、下線部の趣旨を的確に、文脈に沿って把握できているのか、に注目して採点した。

設問 2 著者の主張を的確に理解した上で、問題文で指定された具体例に則して説明させる趣旨の問題である。論文から一般的な命題を取り出し、それを他の例に応用することができる推理能力を問うものである。

II. 論理力を試す問題

(出題趣旨)

本問は、受験者が問題文を正確に読解できているか、必要条件と十分条件を正確に理解しているかを測定することを目的とするものである。

(採点基準)

各設問（15 点満点）に関して、真であるか偽であるかという問に対する解答が正しい場合には、5 点を与える。不正解、あるいは解答がない場合には 0 点とする。

また、真であるか偽であるかの理由が本文に即して十分論理的に表現できている場合には、10点を与える。その表現の適切性に応じて、減点する。

●憲法

本問の出題趣旨は、拘置所に収容されている死刑確定者に対し差し入れられた書籍について、その一部を抹消し、当該死刑確定者に交付することの憲法上の問題を論ずることにある。類似の事案として、拘置所に収容されている死刑確定者に対し、書籍・パンフレット等の一部を抹消して交付した拘置所長の処分の違法性が争われたもの（名古屋地判平 28・8・30 判例時報 2327 号 62 頁）がある。

まず、本問では、概説書等という特別な法律関係の下にある者の基本的人権が問題となっていることが前提となる。刑事施設については、監獄法下の事案ではあるが、「よど号」ハイジャック記事抹消事件（最大判昭 58・6・22 民集 37 巻 5 号 793 頁）が参照される必要がある。この事件では、未決勾留にかかる者に対する新聞紙閲読の自由の制限に関し、①新聞紙・図書等の閲読の自由は、憲法 19 条・21 条の趣旨・目的から「派生原理」として導かれること、②監獄内の規律・秩序維持のために一定の制約はやむを得ないものの、未決勾留にかかる者は他の点では一般市民としての自由を保障されるべきであるから、その制限は、監獄内の規律・秩序維持のために「真に必要と認められる限度」にとどめられるべきものであること、③制限が許されるためには、監獄内の規律・秩序が害される一般的・抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、規律・秩序維持上放置し得ない程度の障害が生ずる「相当の蓋然性」があると認められるべきこと、が示されていた。

これを踏まえて本問を検討するならば、まず、本問でも、①図書等の閲読の自由が問題となることから、この点について、「よど号」事件の趣旨を踏まえて論ずる必要がある。また、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」）69 条は、被収容者の自弁の書籍等の閲覧を原則として認めているから、この点も援用しうるだろう。本件抹消処分によってこの自由が制約されているので、次に、合憲性判断の枠組みについては、「よど号」事件が示す②・③の判断枠組みを本問でも援用することが考えられる。特に、法 70 条 1 項 1 号に定める要件該当性について、「よど号」事件で示された③の基準に照らして解釈することなどが必要となるだろう。以上を踏まえて、本件抹消処分の合憲性について、X の状況や、法 32 条・36 条で定める死刑確定者の処遇の基本原則等も踏まえつつ、具体的に検討することが求められる。代表的な判例や標準的な学説を踏まえ、問題となる憲法上の権利・自由とそれに対する制約を適切に特定・把握し、合憲性について具体的に検討する答案には、高い評価が与えられる。

●民法

1. 設問 1 について

① 出題の趣旨 定型約款の合意の意義の理解を問う出題

② 採点基準

- イ) 民法 548 条の 2 第 1 項柱書のいう「定型取引」や「定型取引合意」が本件にあるといえるかどうかについて検討しているか
- ロ) 本件規約は「定型約款」に当たるといえるかどうかについて検討しているか
- ハ) 同項第 2 号のいう「表示」とは何か、それが本件にあったといえるかどうかについて検討しているか

ニ) イ～ハのほか、同条の2第2項について検討している答案は加点する

2. 設問2について

① 出題の趣旨 定型約款の個別の条項について適切に解釈しているのかを問う出題

② 採点基準

イ) 本件規約の個別の条項が民法548条の2第2項に該当する可能性について検討しているか

ロ) 本件規約の個別の条項を本件の事案に当てはめると結論はどうなるのかについて具体的な検討をしているか、例えば――、

(a) 問題文のような東京都の要請があった場合、本件規約の条項4は適用されるのか、されないのか

(b) 問題文のような事実関係のもとでは、本件規約の条項5が予定しているような状況があるといえるのか

(c) BがAに何も連絡せずに、甲に現れなかったという事態をどのように評価するか(東京都の要請を受けてAB間で再交渉する余地はなかったのか)など

ハ) 消費者契約法の諸論点(ジャズバンドの代表者Bは消費者といえるのか、消費者契約法9条の適用はあるのか、民法548条の2第2項と消費者契約法10条の適用関係はどう理解したらよいのかなど)について検討してもよい(上のイやロの記述が薄くてもハについて手厚く書いている答案は十分評価する)

●刑法

(出題の趣旨)

傷害罪における承継的共同正犯の肯否、同時傷害の特例の適用要件・範囲、暴行脅迫に領得意思を生じた場合における強盗罪の成否、キャッシュカードの暗証番号を強いて聞き出す行為についての2項強盗罪の成否、罪数などの基本的な論点についての知識・理解を問うものである。

(採点基準)

X、Y、Zの3名がAに対する一連の暴行に関与しているが、YはX・Yとの間でなされた当初の暴行の共謀に加わっていない。問題は、一連の暴行によってAに生じ、Aの死因となった急性硬膜下血腫の傷害が、Zが関与する前にXとYによってなされた共同暴行(第1暴行)、Z関与後の3名による共同暴行(第2暴行)のいずれによって生じたのかが不明な点である。いわゆる利益原則に従えば、Zに上記傷害の結果を帰責することはできないが、一連の暴行により生じた傷害について承継的共同正犯を肯定する、あるいは、共謀加担前後の第1暴行・第2暴行により生じた傷害について、同時傷害の特例(207条)を適用することにより、Zに傷害、さらに、傷害致死についても共同正犯としての刑事責任を肯定できないかが問題となる。この点について問題の所在を明らかにし、適切な解釈論を展開できている答案には高い評価を与える。

Xら3名は、暴行が一段落した後、金品を領得する意思を生じ、Aのキャッシュカードを発見したものの、それをただちに取得することはせず、一連の暴行によって抵抗が困難な状態になっているAから、暗証番号を聞き出し、Aが意識を失った後にキャッシュカードを持ち去っ

ている。キャッシュカードを持ち去る行為について窃盗罪が成立することに問題はないが、自己の先行行為（暴行）により生じた反抗抑圧状態を利用してAから暗証番号を聞き出したことについて、2項強盗罪が成立しないかは検討を要する。そこでは、暴行・脅迫により反抗抑圧状態を作出して利得するという強盗罪の予定する因果経過を満たすか、暗証番号という情報が、2項強盗罪の客体たる財産上の利益に該当するのかという点について解釈論を展開する必要がある。

なお、銀行からキャッシュカードを用いて現金を引き出す行為については、窃盗罪が成立することになるが、これとキャッシュカードについての窃盗、暗証番号についての2項強盗については罪数を検討する必要がある。

●民事訴訟法

法科大学院既修者としての学修に必要な基本的事項の理解を問うものである。

Iは、証明、疎明についての基本的知識を確認する問題である。

IIは、形成の訴えの具体例について、確認する問題である。

IIIは、前訴判決の基準時後に発生した後遺症の損害賠償請求が前訴判決の既判力によっては遮断されないと考えられていることについて、その理論構成を説明してもらうことによって、既判力の時的限界とその例外について理解しているかを確認する問題である。判例、学説の理解を踏まえて、複数の理論構成について、説明することが望まれる。採点に当たっては、理解の正確さ、表現の的確さについても評価の対象とする。

なお、解答に誤字があれば、減点する。

●刑事訴訟法

I. 配点 30 点。

II. 1 配点 8 点

自白法則の根拠を巡っては、虚偽排除説、人権擁護説、違法排除説の3つの見解が対立しているところ、自白の任意性について考えていく際には、このうちどれか1つの見解だけ理解すれば十分なのではなく、3つの見解それぞれの論拠やそれに対する批判を理解しておくことが大切である。また、判例上、自白の任意性が問題となった事例は多数あり、いくつかの類型に分類することができるところ、類型ごとに上記各見解からの説明の仕方は異なるため、学修に際しては、任意性が問題となる類型の具体的事案を想定しつつ検討することが重要である。そこで、自白法則についての基本的知識及び理解を問うために出題した問題である。

II. 2 配点 12 点。

刑事訴訟法第220条第1項第2号の「逮捕の現場」についての基本的理解を問うために出題した。逮捕に伴う搜索・差押が無令状で認められている根拠から論理的に自説の結論を記述することが求められる。

●小論文

I. 長文読解

社会科学にかかる内容を主題とした文章として、公共政策への行動経済学の応用に関し、献血を素材とした論考を問題文として、その内容を的確に理解することができているか、説かれ

ている内容を具体的な事例に即して適用することができているかなど、法科大学院教育の前提として、基礎的な読解力、論理的な文章表現力、推理能力を問う趣旨の問題である。解答に当たり、こなれた日本語で、説得力を持って記述することができているのかにも注目した。

設問1については、問題文とは異なる見解に対して、問題文に即して分析し、反論することなどができているかに注目して採点した。

設問2 著者の主張を的確に理解した上で、自らが設定した他の事例について、公共政策として市民を誘導する趣旨の政策案を展開できているか、推理能力や論理的な思考能力を問うものである。

II. 論理力を試す問題

(出題趣旨)

本問は、受験者が問題文を正確に読解できているか、必要条件と十分条件を正確に理解しているかを測定することを目的とするものである。

(採点基準)

各設問(15点満点)に関して、真であるか偽であるかという問に対する解答が正しい場合には、5点を与える。不正解、あるいは解答がない場合には0点とする。

また、真であるか偽であるかの理由が本文に即して十分論理的に表現できている場合には、10点を与える。その表現の適切性に応じて、減点する。

●憲法

本問は、風俗営業の自由への規制について検討することを求めている。関連する裁判例として、最判平成 28・12・15 集民 254 号 81 頁の事案では、京都府の風俗案内所への規制が問題となった。これは定められた保護対象施設から一定の距離以内の風俗案内所影響を全面的に禁止し、違反者に対して罰則を設けるものであり、本問とはやや設定が異なる。また、当該事案では営利的表現（憲法 21 条）、法律と条例の関係（憲法 94 条）をはじめ、複数の論点が問題となったが、本問では憲法 22 条適合性に焦点を当てている。営業の自由に関する先例は比較的良好に展開している分野であり、関連する判例・学説を適切に引照しながら、自分自身の見解を論理的に明快に展開できている答案については、高い評価が与えられる。

●民法

問 1 について

1 出題趣旨 即時取得制度と盗品に関する基本的な知識を問うもの

2 採点基準

- 1) C が B から甲の所有権を取得するために B が所有権を取得している必要があることを確認したか
- 2) B は窃取により甲の所有権を取得できないことを検討したか
- 3) C が即時取得の要件を満たしている可能性について適切に検討したか
- 4) C が即時取得の要件を満たしている場合であっても甲が盗品であるため、占有開始の時から 2 年間、原所有者 A からの返還請求があれば、C が甲を A に返還しなければならないことを検討したか
- 5) 上記 4)ゆえに、当該 2 年間の間、盗品の所有権の帰属をめぐって生じる問題を適切に検討したか
- 6) この場合に、民法 194 条の適用がないことを適切に考慮できたか
- 7) その他、2 年間の経過の有無で場合分けできたかなど

問 2 について

1 出題趣旨 即時取得制度と盗品に関する発展問題として盗品の代価の弁償の法的性質に関する理解を問うもの

2 採点基準

- 1) 問 1 と異なり、D には代価の弁償を請求できる可能性があることについて検討したか
- 2) 代価の弁償の法的性質をめぐって問題（抗弁権説と請求権説の対立等）があることを指摘して適切に検討したか
- 3) 判例（最判平 12・6・27 民集 54 巻 5 号 1737 頁（百選 I 65））の状況を考慮できたか。
- 4) 問 1 の所有権の帰属をめぐって問題（原所有者帰属説を採用した場合における悪意の占有者の使用収益の負担等）との関係について触れながら説明できるとなお良い。

問 3 について

1 出題趣旨 即時取得の要件としての占有に関する基礎知識を問うもの

2 採点基準

- 1) Zが無権利者からの取得者であり、Zが乙の所有権を取得するためには、即時取得の要件を満たさなければならないことを指摘できたか
- 2) Zが占有改定により占有を開始していることを指摘できたか
- 3) 占有改定による即時取得の可能性をめぐる問題（肯定説、否定説、折衷説、さらに他人物売買と二重売買の類型に分けて考える説等）を指摘して適切に検討できたか
- 4) 上記3)の問題について、反対説を意識しながら一定の立場を説得的に説明できたか
- 5) その他、問1・2との対比で盗品の場合とそうでない場合における原所有者の帰責性に差があることに言及できるとなお良い。

●刑法

（出題の趣旨）

近年、大きな社会問題となっている特殊詐欺グループによる犯罪態様の一つである「アポ電強盗」を題材として、共犯の錯誤、共謀の射程、共犯関係の解消、事後強盗罪の成立要件などの論点について、基本的な知識・理解を問うものである。

（採点基準）

XはYに対して、A宅に押し込み強盗に入るよう求め、Yはこれを承諾していることから、強盗の共謀が成立している。この点については、共謀の成立要件につき、適切な理解が示され、事実在即したあてはめがなされていることを要する。

ところが、YはXから情報と道具の提供を受けて強盗を実行すべくA宅に赴いたものの、金品を独り占めすべく、Xに虚偽の事実を伝え、これを受けたXは、Yに対して犯行計画の中止を指示している。その後、YはA宅に単独で侵入し、金品の窃取に着手したところで、帰宅したAと鉢合わせとなり、暴行を加えてAに傷害を負わせていることから、この点につき、Yには、住居侵入罪、窃盗未遂罪および傷害罪、あるいは、事後強盗致傷罪が成立することになる。

しかし、Xは、すでにYに対して犯行の中止を指示しており、YはXを欺くかたちで上記行為に及んでいることから、いわゆる共犯関係の解消、共謀の射程、さらに、（解消を否定し、共犯関係を認める場合には）強盗罪と窃盗未遂罪・傷害罪ないし事後強盗罪という共犯の錯誤が問題となる。共犯関係の解消を肯定する場合には、強盗を共謀した時点での強盗予備罪の共犯の成否が問題となる。

以上の諸点について、適切な理解と理論的な考察が示されている答案には高い評価を与える。

●民事訴訟法

法科大学院既修者としての学習に必要な基本的事項の理解を問うものである。

I は、最高裁令和2・9・11日民集74巻6号1693頁の判決文を参照しながら、反訴、抗弁、弁論の分離・併合といった民事訴訟法の基本概念についての知識を有しているか、重複起訴を禁じている条文が正確に摘示できるかについて、語句補充形式で問うものである。

II は、裁判上の自白の撤回が許される場合について正確に理解しているかを問うものである。

Ⅲ は、私文書の真正な成立についての民事訴訟法 228 条 4 項にいう「本人の押印」の意義や、事実上の推定と同項の推定を結び合わせた二段の推定と呼ばれる考え方を正確に理解しているかを確認するものである。文章の論理性、表現の的確さも評価の対象とする。

なお、解答に誤字があれば減点の対象とする。

●刑事訴訟法

I 配点 30 点 各 3 点

Ⅱ 1 配点 10 点

伝聞法則については、伝聞証拠に該当するか否か、また、その例外に当たるか否かに関し、様々な場合があり、難解であるという印象を持つ学習者が多いが、まずは、伝聞法則の趣旨は何か、伝聞証拠とは何かを的確に理解し、常にそこに立ち戻って思考することが重要である。特に、当該事案における当該証拠の要証事実は何かを常に意識することが、伝聞法則を理解する上で一つのキーポイントとなる。そこで、その点を含め、伝聞法則についての基本的知識及び理解を問うために出題した。

Ⅱ 2 配点 10 点

被疑者勾留についての基本的知識を問うために出題した問題である。捜査段階における被疑者の身柄拘束を巡っては様々な問題が生じるが、それらを的確に理解し適切な解決を導き出すには、その前提として、逮捕勾留に関する基本的知識の正確な理解が不可欠であることから、その一つとして出題した。

●小論文

I. 長文読解

(出題趣旨)

本問は、抽象度が高い文章を正確に理解し、その推論構造を適切に捉えているかを測定することを目的とするものである。

(採点基準)

設問 1

「並列的」という比喩的な言葉の意味を本文中の言葉を利用しながら十分に説明できている答案には、20 点を与える。本文中の適切な箇所を引用していない場合、余計な箇所を引用している場合には、減点する。

設問 2

「直列的」という比喩的な言葉の意味を本文中の言葉を利用しながら十分に説明できている答案には、20 点を与える。本文中の適切な箇所を引用していない場合、余計な箇所を引用している場合には、減点する。

設問 3

本文全体から適切な箇所を引用しつつ、論理的な展開をしている答案には 30 点を与える。本文中の適切な箇所を引用していない場合、余計な箇所を引用している場合、論理的な展開が十分にはできていない場合には、減点する。

II. 論理力を試す問題

(出題趣旨)

本問は、受験者が問題文を正確に読解できているか、必要条件と十分条件を正確に理解しているかを測定することを目的とするものである。

(採点基準)

各設問（15 点満点）に関して、真であるか偽であるかという問に対する解答が正しい場合には、5 点を与える。不正解、あるいは解答がない場合には 0 点とする。

また、真であるか偽であるかの理由が本文に即して十分論理的に表現できている場合には、10 点を与える。その表現の適切性に応じて、減点する。

●憲法

人口減少に因る事態への対処目的で、居住移転の自由に制限をかけることができるのか。本問では、憲法の観点から検討することを求めている。なお居住移転に直接制限をかけていた法律として、アジア・太平洋戦争終戦直後に都会地転入抑制緊急措置令を改正する都会地転入抑制法があった。もっとも、これは 1 年後に廃止されている。

学説で、居住移転の自由については、経済的自由の側面とともに精神的自由の側面をも持つことが指摘されている。これまで最高裁で判断された居住の自由に関する例として成田新法事件（最大判平成 4・7・1 民集 46 巻 5 号 437 頁）や、暴力団員への公営住宅明渡請求事件（最判平成 27・3・27 民集 69 巻 2 号 419 頁）などがあり、合憲性は利益衡量によって判断されたが、いずれも事案の特殊性もあり、精神的自由の側面へ言及は薄いものであった。本問のような事案でいかなる枠組みで扱うかは依然として開かれているのであり、居住移転の自由が保障されることの意義も含め、憲法上の問題を論じることが期待される。憲法上の問題点を特定したうえで、関連する判例・学説を適切に引照しながら、自分自身の見解を論理的に明快に展開できている答案については、高い評価が与えられる。

●民法

私人が作成した規約につき、法的な問題の所在を察知する能力を確かめる。

（１）では、本規則の法的性質についての理解を問うている。検討の際の手がかりとして現行民法の定型約款に関する規定を参照することを求めているが、本規則は約款ではないという解答（たとえば第 f 条を考慮に入れて、慣習の一部を明文化したものであるとする解答）を排除するものではない。（２）では、通信の不着・延着に関する規定についてその趣旨を問うている。現行民法の意思表示に関する規定と対比して違いを指摘した上で、違いが生じている理由を考えることを求めている。

（３）は、本規則が対象とする取引につき一定の性格づけ（売買ではなく売却の依頼）をした上で、その趣旨に照らして売主の行為を評価する規定、（４）は、不可抗力によるリスクの分配を定める規定であることを理解しているかを確認するものである。これらの規定の機能について言及できていれば加点する。また、現行民法の規定と比較しているものについても加点する。

●刑法

（出題の趣旨）

偽計を手段とする監禁罪の成否、不同意性交等罪の成立要件、不同意性交等致死罪における原因行為の意義、窃盗罪における死者の占有、不法領得の意思（利用処分意思）等の諸論点につき、基本的な知識・理解を問うものである。

（採点基準）

Xはナンパ目的を秘し、家に送るという嘘を言って、Aを疾走する自動車に乗せていることから、監禁罪の成否が問題となる。この点については監禁罪の保護法益たる場所的移動（行動）の自由の意義を踏まえた論述がなされていることが必要となる。

誘いをAに拒絶されたことでXがAに暴行を加えた上で性交に及んだ点については、不同意性交等罪が成立するが、同罪の成立要件について適切な理解、事例へのあてはめがなされていることを要する。

性交後、口封じのためにXがAを殺害した点については、不同意性交等致死罪の成否が問題となる。判例は、結果的加重犯の形式をとる同罪につき、殺人の故意がある場合について、不同意性交等致死罪と殺人罪の観念的競合を認め、また、不同意性交等の手段たる行為・性交等それ自体という基本犯の構成要件該当事実のみならず、これに随伴する行為も原因行為と認めていることから、これらによれば、不同意性交既遂後に犯行発覚を防ぐために殺害する行為についても不同意性交等致死罪の成立を求め、殺人罪との観念的競合とする理解がありそうである。ただし、いずれについても学説からは批判があることに注意を要する。

Xは、Aが死亡した後に所持品を物色し、GPS位置情報が犯行発覚に繋がりにくいスマートフォンを発見し、これを持ち出した上、投棄している。この点については、窃盗罪の成否が問題となるが、いわゆる死者の占有、不法領得の意思（利用処分意思）について、その問題点、占有、領得意思の意義を踏まえた論述が十分になされていることを要する。

●民事訴訟法

民事訴訟法の基本的な事項についての理解を問う。

Iは、民事訴訟における基礎的な概念の確認するものである。

IIは、処分権主義の具体例（条文）の理解を問うものである。

IIIは、判決理由中の判断に関する既判力と相殺の抗弁についての基礎的な理解を問うとともに、要点を効率的にバランス良くまとめる文章力、論理的な文章表現力が備わっているかを評価するものである。判決理由中の判断が、訴訟物を基礎づける攻撃防御方法についての判断に過ぎないことを説明し、判決理由中の判断に既判力が生じないことによる当事者・裁判所それぞれの立場での審理への影響について論じること、また、相殺の抗弁の特性の理解を示し、相殺の抗弁に関し判決理由中の判断に既判力を生じさせる理由について、論理的な説明をすることが求められる。

なお、解答に誤字があれば、減点の対象とする。

●刑事訴訟法

I. 配点 30 点 各 3 点

II. 1. 配点 10 点

強制処分と任意処分の区分は、捜査に関する法的規律の基本的枠組みであり、それぞれの意義、その許容範囲について正確に理解することは、刑事訴訟法学習の出発点とも言い得ることから、強制処分と任意処分についての基本的知識及び理解を問うために出題した。

II. 2. 配点 10 点

捜査段階における搜索差押えについての基本的知識を問うために出題した問題である。捜査段階における搜索差押えを巡っては様々な問題が生じるが、それらを的確に理解し適切な解決を導き出すには、その前提として、搜索差押えの要件に関する基本的知識の正確な理解が不可欠であることから、その一つとして出題した。

●小論文

I. 長文読解

I は、フランスにおける「公民道德教育」及び日本における「道德」において、どのような分野が取り上げられているかを説明した文章を読み、その内容を正確に理解する能力、理解したところを分かりやすく表現する能力、そこから一定の推論を行う能力を測るものである。

設問1においては、「公民道德教育」及び「道德」の分類がどのように行われたかを理解し、その違いについて説明することが求められている。この文章に書かれていることが正確に示されているか、それらが分かりやすく整理して説明されているか、反対にこの文章には書かれていないことが書き加えられていないか、日本語として正確な表現がなされているか、といった観点から採点を行った。

設問2においては、この文章に直接述べられているわけではない事柄についての推論が求められている。この文章の内容が推論の根拠とされているか、その推論は説得的になされているか、両者の違いが明確にされているか、日本語として正確な表現がなされているか、といった観点から採点を行った。

II. 論理力を試す問題

(出題趣旨)

本問は、受験者が問題文を正確に読解できているか、必要条件と十分条件を正確に理解し、それを正しく使用できているかを測定することを目的とするものである。

(採点基準)

各設問（15 点満点）に関して、真であるか偽であるかという問に対する解答が正しい場合には、5 点を与える。不正解、あるいは解答がない場合には 0 点とする。

また、真であるか偽であるかの理由が本文に即して十分論理的に表現できている場合には、10 点を与える。その表現の適切性に応じて、減点する。